

(資料提供)
令和3年11月16日
課名 食品生活衛生課
担当者 柳本
電話 082-513-3104 (直通)
内線 3102

食中毒の発生について

1 概要

令和3年11月15日(月)午後0時50分頃、東広島市内の医療機関から西部東保健所に、「11月12日(金)から15日(月)にかけて発熱・下痢等の症状を呈した患者5名を診察した。患者は近畿大学の学生と教員のようなものである」との連絡があった。

保健所が調査したところ、大学内の食堂を利用した近畿大学の学生及び教員に、発熱・下痢の症状の者が複数おり、共通の食事は当該施設に限られることが判明した。

有症者の共通食が大学の食堂に限られていることから、当該施設で提供された食事を原因とする食中毒と判断し、本日午後3時50分に営業禁止処分を行った。

なお、大学内の食堂はすべて11月16日(火)から営業を自粛している。

2 発生日時 令和3年11月11日(木)午前8時30分頃(最初の患者の発症日時)

3 有症者数等 学生及び教員 計56名 うち受診者38名(重症者なし)
(11月16日午後2時現在)

4 主症状 発熱、下痢等

5 原因施設

- (1) 名称 近畿大学工学部食堂
- (2) 営業者 淀川食品株式会社(大阪府大阪市淀川区三津屋中1丁目1-2)
- (3) 所在地 東広島市高屋うめの辺1番
- (4) 提供状況 280~420食(11/8~11/10)

6 原因食品 11月10日(水)昼に提供された食事(推定)

7 病因物質 調査中

8 西部東保健所の対応

- (1) 学生・教職員の喫食状況調査
- (2) 営業施設への立入調査、衛生消毒等の指導及び衛生教育
- (3) 検体(有症者便、調理従事者便、検食、施設の拭取り)の採取及び検査
- (4) 営業の禁止処分(11月16日午後3時50分)

《報道機関へのお願い》

食中毒予防のため、食品の十分な加熱と適切な保存、手洗いの徹底、調理器具類の殺菌消毒について、県民への啓発をお願いします。